

# 研究

## 陸運調整の實際(一)

武若時一郎

### 序 說

アメリカのルーズベルト大統領は、就任匆々アメリカの鐵道の匡救及び復興に關する政府の對策の概要を發表した。即ちユタ州ソールト・レイク市に於ける演說に際して「鐵道は全般的に觀て、頗る困憊を極めてゐる、狀況の真相を根氣よくまた慎重につきとめて問題の發生した理由を發見し、本問題の根本原因を除却する方策を樹てることが我々の仕事である。」と述べてゐる。斯くて大統領は、鐵道の

直面してゐる非常事態を緩和し、従前の困難なる諸問題の大部分の再發を防止する如き方法に依つてこれを建直すために、急速に實行に移し得る様な確定的提案六種を呈示した。これらの専門的諸方策の背景をなすところのものは、鐵道問題に關する政府將來の任務は制限的又は抑壓的なものではなくて、寧ろ計畫的・調整的なもの、一貫せる長距離運輸政策が樹立を目標として鐵道と協力すべきものと見る政策、換言すれば廣義社會政策であつた。

就任式後二週間を出でずして、これらの諸提案の實行計



畫が樹てられた。その第一階梯はスプローン博士（下院の「州際及國際商務委員」の専門調査員）・イーストマン氏（聯邦商務委員會委員）及びレーン・クリツチャード氏（商務省内外通商局運輸部長）の三人より成る特別委員の設置であつた。これが設置の目的は、鐵道に對する冗長煩瑣の取締を改正し、調整・整理に關する諸計畫案を審議して、政府の意圖を實現するために適切妥當なる諸法制の展開を促進するに在つた。

この委員は報告案を作成し、その中に於いて鐵道經營の經濟化に關する諸提案を検討すると共に、下院の「州際及國際商務委員」が特殊會社の取締と取戻條項の廢止及び州際商法中の評價に關する條文の改正を目標として作成した法律案に對して注意を喚起した。この委員に依る慎重なる調査は、長距離鐵道政策に對する數多の細目的規定の作成に必要な充分且つ正確なる資料を得るためには、所要の調査研究を行ひ且つこの結果得たところに依つて新規の實行方法を創始し又は舊式のを廢止することを勸奨する

權限が同一人に集中される様な立法を行ふことが絶対に必要であることを、議員に痛感させた。この目的を達成するため、委員會は擴大されて、商務長官ローパー（委員長）・財務長官故ウツチン氏を加へ、また顧問の資格に於いて上院議員ヂル（上院の州際商務委員長）・下院議員レイバーン（下院の州際及國際商務委員長）の兩氏を加へることとなつた。一九三三年の臨時運輸法案はこの委員が起草したものであつて、ルイズベルト大統領はこの法律案を審査し、一九三三年五月四日、教書を附して議會に送附した。上院の「州際商務委員」及び下院の「州際及國際商務委員」に依つて數週間綿密に審議せられた結果、この法律案は提案の趣旨を要しない程度の些少の修正を加へられて兩院を通過し、一九三三年六月一六日大統領の裁可を受けるに至つた。この法律案には、聯邦運輸調整官 Federal Coordinator of Transportation なる機關を一ケ年間（大統領必要ありと認むることは二ケ年間）設置すること以外に、次の様な恒久的な立法が含まれてゐた。その一は鐵道持株會社の取締を規

定した改正があり、その二は州際商法第一五條の取戻規定を廢止し、料金制定に際して考慮すべき附加的要素を規定した改正であり、その三は評價に關する同法第一九條の諸規定の變更が即ちこれである。

俗に「改組委員會」と稱せられ、退役陸軍大將ソールツマン氏を委員長とする委員會は、運輸の取締に關する各種の法規の施行状況を研究して種々の建議を行つた。これらの中には行政命令に依つて既に實行に移されてゐるものもあり、船舶院を廢止しその職權を商務省に移管する件の如きこの顯著な例である。

ルーズベルト大統領は臨時運輸法を承認すると共に、交通方面に於ける更に詳細なる調査を要求し、「來議會の招集までに、鐵道・自動車・航空・水路及び州際交通に使用される地下鐵道を包含する交通状態について綜合的調査を行はん」と希望する」旨を述べた。

政府はこの任務を遂行するため、商務長官ローパーを委員長とし、上院州際商務委員長デル・下院州際及國際商務

委員長レイバーンの兩氏を委員とし、副委員長スプローン・商務次官デツキンソン・復興財務組合長デョーンス・聯邦運輸調整官イーストマン・内地水路組合長アツシユバーン・聯邦商務委員會代表マクマナミー・司法省代表コリンズ及び農務省道路局長マクドナルドの諸氏を顧問とした運輸委員 Transportation Committee なるものを設置した。この委員會は在來の諸委員會の業績を實行に移すと共に既に執られた立法的及び行政的手段に適當と認むる附加的措施を施してこれを補足する仕事に従事した。斯くてこの委員會は定例会議を續けて、遂に政府の鐵道復興方針具現に關する新政策を發展せしめるに至つた。

これと類似の諸問題に對する諸外國の經驗を調査することは頗る有益なりと認められたので、委員長は商務省内外通商局運輸部に對してこの種の調査研究を行ふべきことを命じた。この調査を基礎として、本稿で紹介せんとする右の委員の報告書「諸外國に於ける鐵道及び道路交通 Rail and Highway Transportation Abroad」が出来上つたのである。

ルーズベルト大統領は一九三四年四月二〇日、鐵道の資本構成の調査を行ふために、檢事總長・勞働長官及び商務長官の三人より成る委員を任命した。この仕事は聯邦運輸調整官が主査となつて目下進行中である。

以上述べたところに依つて、各種の委員會がいづれも、議會の諸委員會と協心戮力して、ソールト・レイク市に於ける演説や議會に對する教書の中でルーズベルト大統領が大綱を示した諸政策を具現する様な法律の制定に當つて來たことがわかるであらう。鐵道經營者と使用人との間の紛争を處理し、在來の鐵道調停會議 Board of Railway Mediation を廢止して新しい機構を創設する意圖の下に鐵道勞働に關する新立法が行はれた。新しい鐵道退職金制度を定めた立法も既に行はれてゐる。州際通商に於ける競争的運輸形態の調整を目的とする立法も、既に兩院に提示せられてをり、また聯邦商務委員會の建議となつて現はれてゐる。現存の整理計畫に再檢討が加へられ、聯邦運輸調整官の手許に於いて纏め上げられた技術的な對策は、未だ立法

手段に依つてこれを實行に移すを可するといふ様な最終的結論を與へられるまでには至らないが、現に委員の多大の注目を惹いてゐるのである。尙ほ、政府は復興財務組合貸付金の促進と土木管理基金の運用に依る施設とに依つて鐵道の助成に努めて來た。全國的運輸系統の整備充實の促進を目的とするルーズベルト大統領の交通對策を完成する法律案が議會に提出されるのも、恐らく近き將來に屬することであらう。

これらの諸活動に徴しても、アメリカへ現政府が鐵道復興に對する當初の誓約履行を目ざして有ゆる處置を講じつゝあることがわかるであらう。そして調査中に屬する各種の實行方策が完成した曉には、現在の運輸機構は實際の經濟的發展の方向に大體合致して運送業者自身及びアメリカ全國民雙方の利益を増進する様に、改善を加へられることになるであらう。

## 第一部 總 說

目下、陸運・空運及び水運の國家的調整を實行せんとする世界的運動が起つて來てゐる。これが大規模に起り始めたのは今より三年足らずのことであるが、既に急激なる發展を遂げ來つて、今日では鐵道を有する列國の殆んど全部に於いて、運輸調整が試験中であるが、それとも試験済となつてゐるのである。

アメリカに於いてはルーズベルト大統領がこれについて無條件的な裏書を議會に交附したときに、漸く計畫が最前面に押し出されることとなつた。アメリカ國內に於ける一切の陸運・水運及び空運に關する詳細な調整方策が、一齊にイーストマン運輸調整官に依つて提出された。

該運動の主唱者の多くは、運輸事業の供給過剩、及びその結果たる所有者・經營者及び使用者に對する損失はひとり調整に依つてのみこれを避け得るものであると説く。數多の場所に於ける過剩の運輸事業は交通を阻害する原因となつてゐる、と主張する。廢棄・調整及び強化に依つて運輸事業を使用者の現實の需要にまで更生することが最も必

要であるといふ。もしこれらの手段の總てが執り得ないのであるとすれば、少くとも一切の運送形態を共通の統制の下におく様になければならぬとも稱する。

然し該運動の背後に在る者の全部が斯かる直截的な見解を採つてゐる譯ではない。多くの者は、卒直に鐵道を他よりの競争より保護することのみを目的とした立法が必要である、と論じてゐる。この立場は、鐵道が國有に屬してゐる國では殊に顯著である。

調整に對する多大の反對が、道路・航空及び水上の運送業に關係を有する者から起つて來た。殊に道路及び航空關係の運送業者の間には、彼等の事業こそ新しい一般の要求に適合しつゝあるものであつて、現在のところでは彼等は統制に服せしめらるべき筋のものでなく、料金の如きに至つては殊にさうである、といふ議論が持ち出されてゐる事例もないではない。水上運送業者の多くは、彼等は荷主が鐵道運送業者のために法外な料金を吹掛けられない様に、謂はば保護者の如き役目をなしてゐるものであつて、

従つて料金その他統制に關する制限を受けずに活動することを許されてよい筈だ、と主張する。

アメリカ以外の國では殆んど全部、鐵道の大部分は國有であり、また國營でもある場合が多い。斯かる狀況の下に於いては、政府の官吏が種々の調整方法に依つてこれを援助することに絶大の努力を拂ふ實情になつてゐることは寧ろ當然のことである。この種の立法を強行するにも有利な情勢におかれてゐる譯であつて、相當の成果を收めてゐるが、然しこれと事情を異にする國に在つては、恐らくこれ程の成功は收められなかつたであらう。然し調整運動は、鐵道が公有に屬してゐる國のみに全然局限されてゐる譯ではない。カナダは、公有と私有の鐵道を有してゐるが、この國は道路運輸事業者よりの競争に對して料金表の變更を以つて對應する權能を鐵道委員會 Board of Railway Commissioners に賦與してゐるのである。

調整はドイツに於いてその最も大掛りな試験が行はれ、而して數多の成功を收めてゐる。一九三四年九月ミンヘン

ンの道路會議に於ける演説に於いて、ヘス大臣は實に數年間に互る立法問題解決の結果として運輸調整の問題は殆んど影を潜めて終つたと述べてゐる。有ゆる運輸形態の代表者を聯邦貿易會議 Federal Trade Council なる一機關の下に集めたことと幹線道路を築造したこととに依つて素晴らしい成果を收めるに至つてゐる。

ニュージーランドの鐵道の狀況改善も、運輸調整局 Transport Coordination Board の監督の下に實施された運送免許制度運用の成功に歸着せしむべきものである。旅客並びに貨物運送に依る鐵道收入は増加して來た。一九三三年度（一九三四年三月三一日終了）には一九二九年度以來始めて總收入が増を示した。

アメリカ以外の、鐵道を有する世界各國に於いて、調整がどの様に進行しつつかあるかを示した摘録を次に掲げておく。これらの摘録中に掲げられた鐵道の總延長は二七五、〇〇〇マイル乃至三〇〇、〇〇〇マイルに及ぶ。各國に於ける調整運動の細部については、章を改めてもつと詳細に

取扱ふこととする。

**イギリス**——この運動は大いに研究せられまた支持されて、政府の監督下に存する私的機關に依る調整に便宜を供與する法律を制定する程度にまで及んでゐる。概括的に考察すれば、道路運輸の競争に對應せんとする鐵道の努力は、運輸の損亡を減少する點に成功を收めてゐるが、全然これを根絶する程度までは行つてゐない。鐵道に依つて運ばれる旅客の數は一九三〇年、一九三一年及び一九三二年に於いて漸次減少を示してゐる。貨物の噸數及び家畜の數量も亦同様である。これら各種の運輸形態の減少歩合は一九三一年が最も著しいが、一九三二年に生じた缺損にそれ程大きくなく、また一九三三年の利潤は旅客・貨物（石炭運搬を除く）雙方の運送に於いて前年より増加を示すものと豫想されてゐる。

**フランス**——鐵道及び道路の運送業者に協定を行つてゐるが、この協定は政府の認可を受けることとされてゐる。鐵道並びに水上運送業者は目下これと類似の協定を企圖し

てゐる。

**オーストラリア**——オーストラリア六州は全部既に統制と立法に乗出してをり、これに引續いて一般調整に移るものと思はれる。各州に於いて堂々と運輸調整の銘を打つて制定された法律は、いづれも實は私營の道路運輸事業に對する制限的な法規たるにすぎないのである。

**インド**——一九三三年に開かれた全國會議は「一切の運輸形態を調整しその將來の發達を指導するため中央及び地方に適當なる機關を設置すること」を議決した。この會議に依つて提唱された地方的運輸調整機關は各州の斡旋の下に設置されることとなつてをり、中央的運輸調整機關設置の意見に對しては目下慎重なる検討が続けられてゐる。

**オーストリア**——聯邦鐵道事業及びその補助的的道路運輸事業と遞信道路事業との間に於いて、新規道路事業の開業に關する協定が取極められるに至つた。各種の運輸機關毎に處理上最も便利とする交通を指定する（少くとも原則として）目的を以つて、一切の陸上交通設備を聯邦政府に依

つて統制しようといふ企ても試みられてゐる。

**ベルギー**——未だ確乎たる對策は採つてゐないが、恐らく執ることと思はれる處置は、政府監督下に於ける道路運輸事業の層完全なる調節を確保することを目標としたものであらう、と豫想される。

**チエコスロヴァキヤ**——陸上運輸事業の調整は、經營條件の均等化を目的として制定された政府の立法に依つて目下遂行中である。

**デンマーク**——鐵道に依つて紹介された様な保護方法は單に鐵道事業の改善のみならず營業費節約の實現上にも効果があつた。例へば、デンマーク國有鐵道は、多年經營上缺損を出してゐたが、一九三三年には、四月より八月に至る五ヶ月間に支出四千一百萬クローネに對して營業收入四千四百五十萬クローネを示した。

**エストニア**——國有鐵道の經營を擔當してゐる鐵道局が道路運輸事業を監督してゐる交通省内の一部局となつてゐるといふ理由から、本問題は容易に解決し得るものと豫想

されてゐる。

**フィンランド**——情勢は尖鋭化してゐる。特殊役務に對する特定運輸形態に關する政府の免許について考究されてゐる。

**ノルウエー**——國會は一切の道路運輸事業の國有國營（恐らく鐵道局の所管として）に依るか、又は私有私營の、道路運輸事業の鐵道局に依る直接的管理及び統制に依つて、一切の運輸形態を調整せんとする提案について審議中である。

**ポーランド**——ポーランド交通省は小委員を設けて水陸運輸事業調整の問題を研究されてゐる。

**ルーマニア**——兩種の運輸形態が國家の獨占事業となつてゐることが主たる原因となつて、着々成果を收めつつある。最近鐵道に依つて實行された節約方法は、鐵道省をして一九三二年に於いて二、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇レイ方、また一九三三年度中には恐ら五、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇レイ以上營業費を減少せしめる結果を生じた。斯かる狀況の必



然的結果として、旅客並びに貨物運送は共に改善の跡殆ど認め難く、また一九三三年度の豫算は恐らく相當の剩餘金を出すものと豫想されてゐる。

**スペイン**——スペインの首相は就任に際して、鐵道並びに道路運輸事業の能率を阻害することなくして兩者を調整し、而も國庫の利益を侵害せざる様な交通政策を採りたいと述べてゐる。

**スエーデン**——特別の調査委員が任命された。道路運輸事業に依る競争に對應するために工風された様な保護的措置は、交通量に對して何等の積極的效果を及ぼしてゐないのである。

**スイス**——鐵道經營者と道路運輸事業經營者との間に締結される協定に因つて、多分解決が齎らされるものと思はれる。この協定に聯邦議會の承認を経ることを要するものであるが、その目的は兩種の運輸形態の間に於ける交通の分配を均等化することと存する。

**北アイルランド**——兩種の交通系統を結合して財政關係

を有する共同の組合を組織せしめる法律を制定する様、政府から議會に勸告するものと諒解されてゐる。「アイリツンユ・フリー・ステート」誌の報導に依れば、最近の立法に依つて既設の鐵道會社二社と軌道會社一社との間に政府の統制に服する獨占事業が成立して相當の成果を擧げてゐる由である。

**エジプト**——鐵道管理を大なり小なり保護する法律の制定に關する建議を輯録した報告書數種が發行されてゐる。本問題は一九三四年に英領エジプト・スタンに於いて考究せられたのを以つて嚆矢とする。パレスタイン及びシリヤに於いては、地方鐵道を競争的事業より保護するために多大の努力が拂はれたが、その効果は殆ど見るべきものがない。一九三四年十月には、本問題はアルゼリヤに於いて即刻研究に着手せらるべき旨の發表があつた。英領東アフリカに於いては「本殖民地の特定の道路に於いて自動車に依り報酬を得て貨物の運搬をなすことを禁止す」る旨の法律が制定された。この禁止的立法に依つては道路運輸事業の

競争は完全に驅除されることとなつた。ローデシヤに於ける運輸調整は、「英領南アフリカ會社」の所有に屬するローデシヤ鐵道系統に依つて運輸獨占が實行されたために、完全に目的を達した。南アフリカは國有國營鐵道の保護手段として政府が一切の運輸形態に加へた競争制限の處分に依つて、實際上立法的調整と殆ど同一の効果を擧げてゐる。

セイロンでは運輸調整の問題は殆ど二ヶ年近くも研究されてゐる。尤も如何なる方法に依るべきかについては、未だ最終的決定を見るまでに至つてゐない。鐵道が執つた對策は明かに失敗であつた。従つて何等かの附加的措置が講究せられない限り、鐵道は道路運輸事業者のために更に一層大なる損失を蒙ることと豫想されてゐる。支那では本問題を考究する必要は現在のところでは何等存しない。朝鮮では鐵道局に依る一切の陸上運輸事業の合理化の結果、運輸調整が立派に行はれることになるであらう。日本内地に於いては、現在の法制に依つて、鐵道省は各種の運輸業者間に於ける大部分の競争部面を有効に調節し得ることにな

つてをり、また實際に於いても或る程度までこの種の諸事業を調整してもゐるのである。臺灣に於いては、本問題は政府の獨占事業たる鐵道が競争的道路運輸事業を吸収することに依つて對處された。

ラテン系アメリカでは、道路鐵道競争問題は大概の國に於いては積極的處置を講じなければならぬ程度にまで重大化してゐない。ただアルゼンチンの場合のみは、本問題が現に考究の對象とされてゐる。この國に於いては、陸上運輸事業調整運動は(一)道路の一切の築造と斯かる道路上に於ける運輸事業の經營を事實上鐵道局の直接的監督の下におかんとする問題的な國の立法説と(二)ベノスアイレス市に於ける一切の運輸事業の調整を行ふための地方的又は國家的立法説との二様の形式をとつて現はれてゐる。キューバに於いては情勢は逼迫してゐて、鐵道側から道路運輸事業よりの保護の要求が叫ばれてゐる。ブラジルではこの問題を他の事項と一所に研究するために數種の委員會が設置されてゐる。チリー政府は一ヶ年間に互つて各種の

提案に検討を加へたが、未だ確たる處置を採るに至つてはゐない。エクスワドルでは嘗て委員會の設置について論議されたことがあつた。

その他のラテン系アメリカに於いては、大部分、本問題は兩種の運輸形態の間の特殊的事例に於いて直接的競争の存する國內の局部的地域に集中してゐる。コロンビアの鐵道が採つた様な防禦手段は相當の成果を收めてゐる。メキシコの鐵道は道路運輸競争に對應するために何等の攻勢的手段をも執つてゐない。サルバドルに於いては「中央アメリカ國際鐵道」が行つた様な努力は相當の効果を擧げてゐる。また「サルバドル鐵道會社」は道路運輸事業者に奪はれた顧客の大部分を取戻したと看られてゐる。ウルガイの鐵道は彼等がこれまでになしたる努力は或る程度まで成功であつて、無秩序な道路事業者よりの競争に對するものは特に効果があつたと考へてゐる。現在のところ、彼等の特殊の注意は機會的道路運輸事業者よりもつと高價な交通を奪還することに向けられてゐる。ベネズエラに於いて鐵道

の企てた處置は、極めて最近のことであるから成績は充分に判明しない。「マクト鐵道」が道路競争の結果として全部的に廢止されるに至つたことは注目に値する。小型自家用バスの禁止が特定の地域に於いては相當の交通を鐵道及び軌道に還元せしめたことも事實である。航空交通の擴大は相當大いなる損失を生ぜしめてゐる。(未完)

水脈明りうねりかかよふ沖つべに

鷗群れとび夏とはなりぬ

鑛 京 造

早苗とるさかりに來つれ山河の

水せき止めて村はせはしき

加 藤 明 治